

自動車整備人材の確保・育成について

令和7年5月30日
物流・自動車局 自動車整備課



1. 自動車の高度化
2. 自動車整備業界の現状
3. 人材の確保・育成
4. 制度の見直しなど

自動車技術の動向

- 自動車産業は、自動化、電動化といった100年に1度の変革期に突入。

T型フォード



1920年前後

東京都内



1951年(S26)

首都高速道路



1978年(S53)



2020年前後

第1次、第2次交通戦争 ～1992年頃まで

- 道路運送車両法制定
- 日本版マスキー法(排ガス規制)
- 自動運転の安全基準や電動化目標



- 鉄腕アトム初放送 (1963年)



- 超小型携帯電話端末登場 (1991年)



- Apple iPhone登場 (2007年)

画像:各WEBサイトより

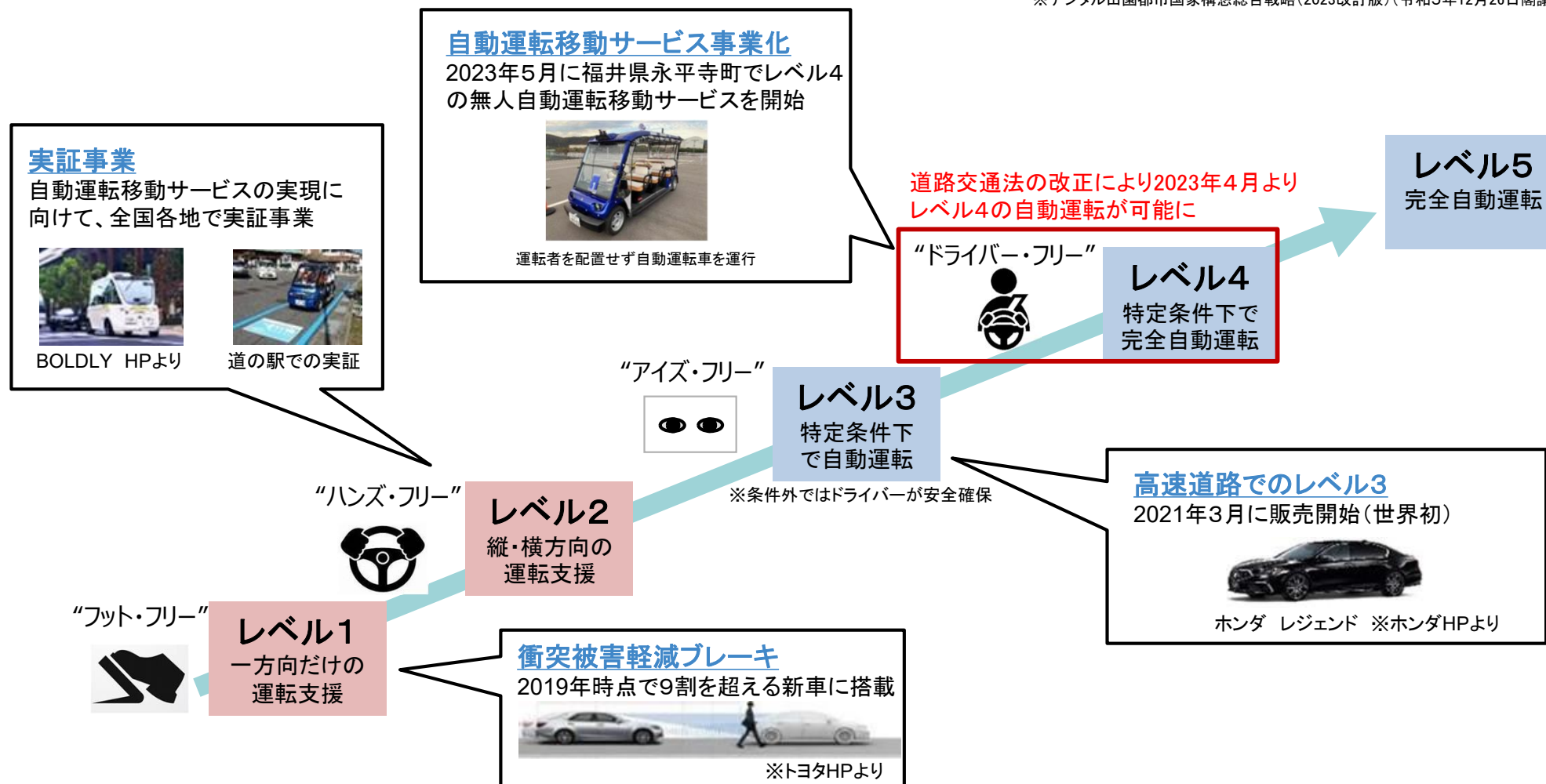
・日本自動車博物館
・日本自動車会議所
・日本自動車工業会
・フジテレビ
・総務省

自動運転

- 自家用車についてはレベル3を実現し、移動サービスについてはレベル4を実現するなど着実に技術が進展。
- 今後は、レベル4の普及拡大が目標。

【政府目標】※ 2025年度目途 全国50か所に拡大 2027年度 全国100か所に拡大

※デジタル田園都市国家構想総合戦略(2023改訂版)(令和5年12月26日閣議決定)



「自動車のカーボンニュートラルの実現に向け、あらゆる技術の選択肢を追求してまいります」

「電気自動車(EV)普及の鍵を握る次世代電池、モーターや水素、合成燃料の開発を進めていく」

岸田総理演説

令和3年11月1日COP26(英・グラスゴー)



(自動車の電動化に関する政府目標)

- 乗用車

- 2035年までに、新車販売で電動車※100%

※「電動車」…電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車

- 大型トラック・バス(8t超)

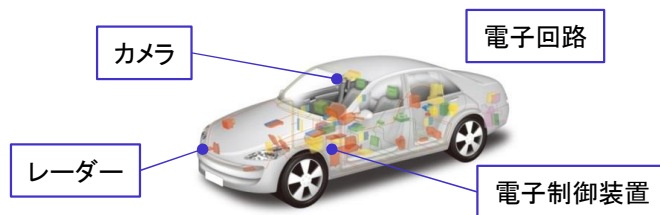
- 2020年代に電動車の5,000台の先行導入
- 2030年までに2040年の電動車の普及目標を設定

- 小型トラック・バス(8t以下)

- 2030年までに新車販売で電動車20~30%
- 2040年までに新車販売で電動車と脱炭素燃料対応車合わせて100%

自動車整備の高度化

- 自動ブレーキや電気自動車等の整備を行うためには、以下が必要
 - 自動車メーカーが作成する整備作業のマニュアル等の『[技術情報](#)』
 - 自動車のコンピューターを診断する『[スキャンツール](#)』
 - これらを扱う『[整備士の知識・能力](#)』



自動ブレーキ等の先進技術は電子的に制御されている
⇒ 外観確認や、従来の測定機では故障の特定が困難



技術情報

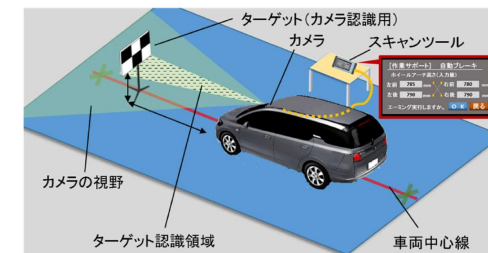
①: 自動車メーカーが作成する
整備作業のマニュアル等

スキャンツール

②: 自動車のコンピューター
を診断する機器

整備士の知識・能力

③: ①②を扱う「人」



(自動ブレーキのカメラの調整作業)

1. 自動車の高度化

2. 自動車整備業界の現状

3. 人材の確保・育成

4. 制度の見直しなど

自動車整備業界の現状

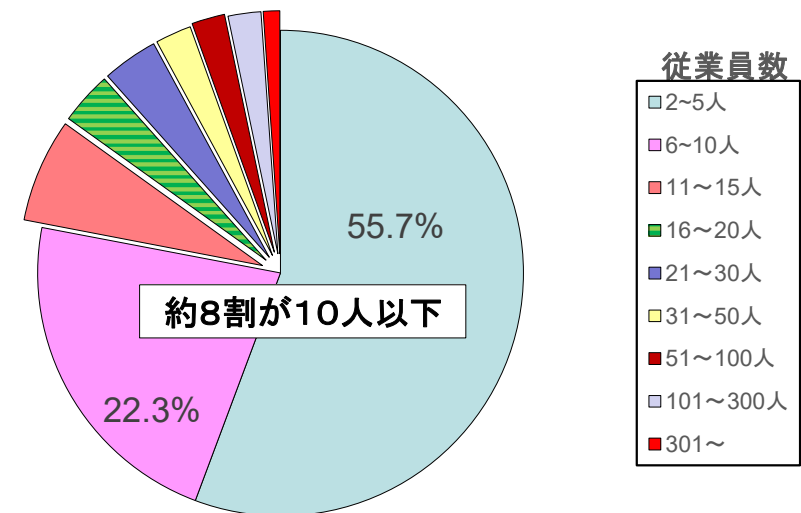
- 認証工場は、全国で約9.2万工場（うち指定工場は、約3.0万工場）
- 整備工場の約8割は、従業員が10人以下の零細企業

事業者数等

認証工場数 : 約 9.2 万
 （事業者数は約 7.2 万）
 うち指定工場数（民間車検）: 約 3.0 万

病院・一般診療所数 約 11.3万
 コンビニエンスストア 約 5.6万

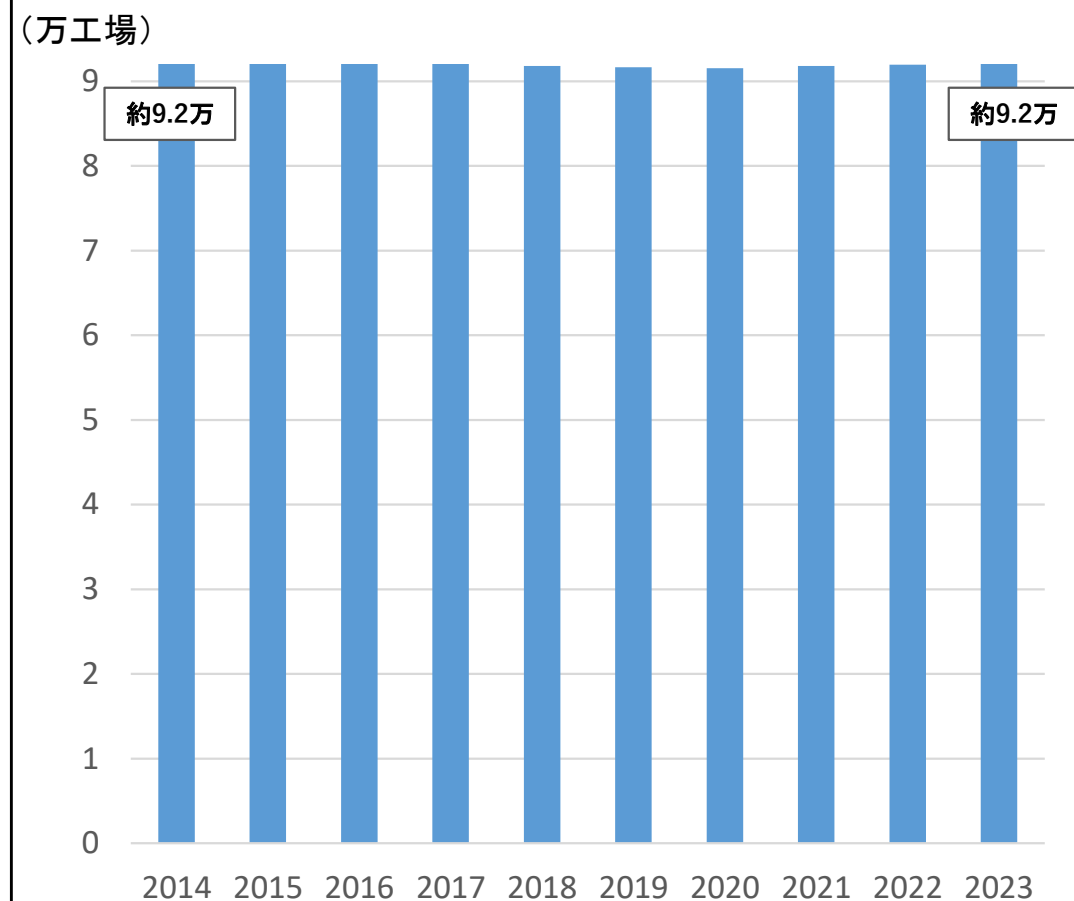
従業員数別企業割合



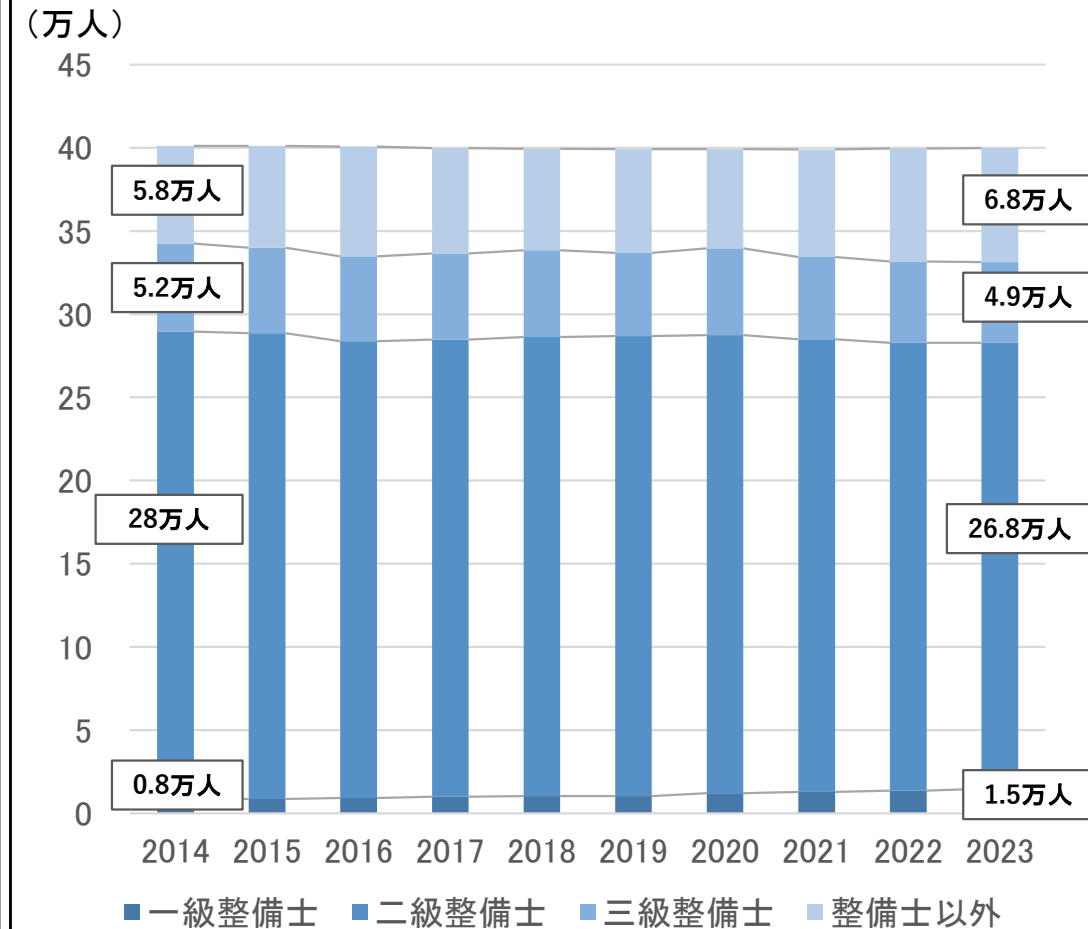
- ✓ 従業員数10人以下の企業が約8割を占め、ほとんどが中小零細企業

整備工場数と整備要員数の推移

整備工場数の推移



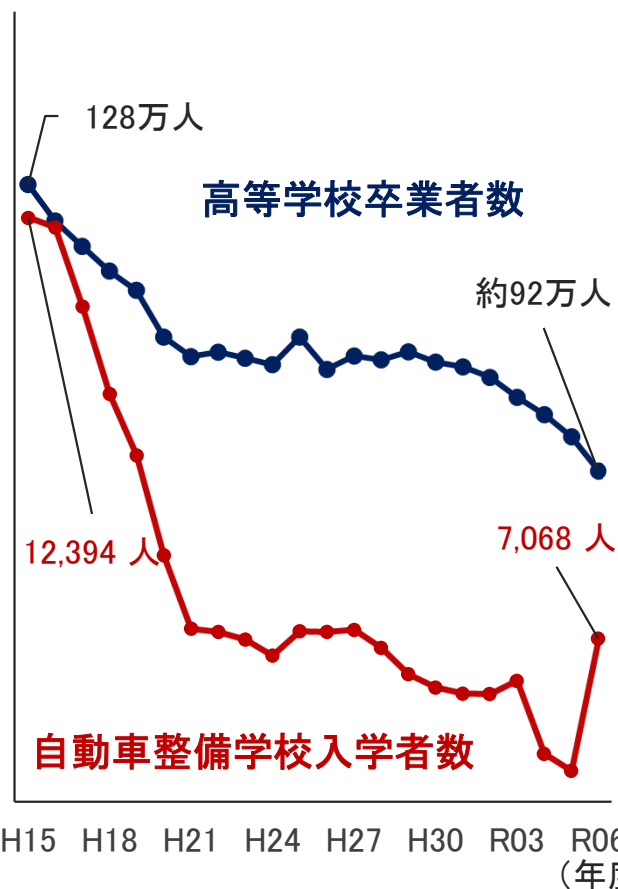
整備要員数の推移



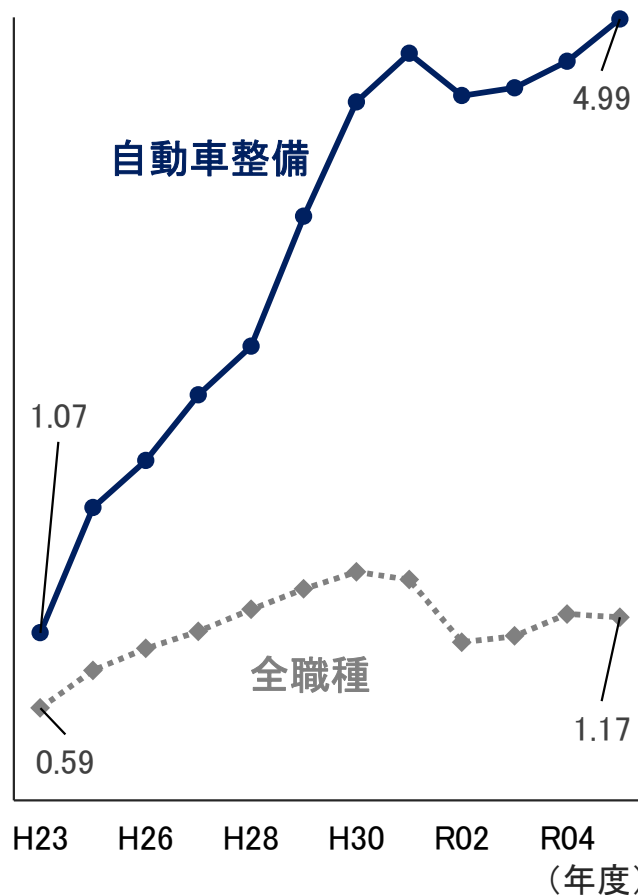
自動車整備人材を巡る現状①

- 自動車整備学校入学者数は、整備士を目指す若者の減少等により過去20年で約半減
- 有効求人倍率は、ここ数年で4倍を超え、高止まりの状態
- 整備要員の平均年齢は、過去20年で約7歳上昇

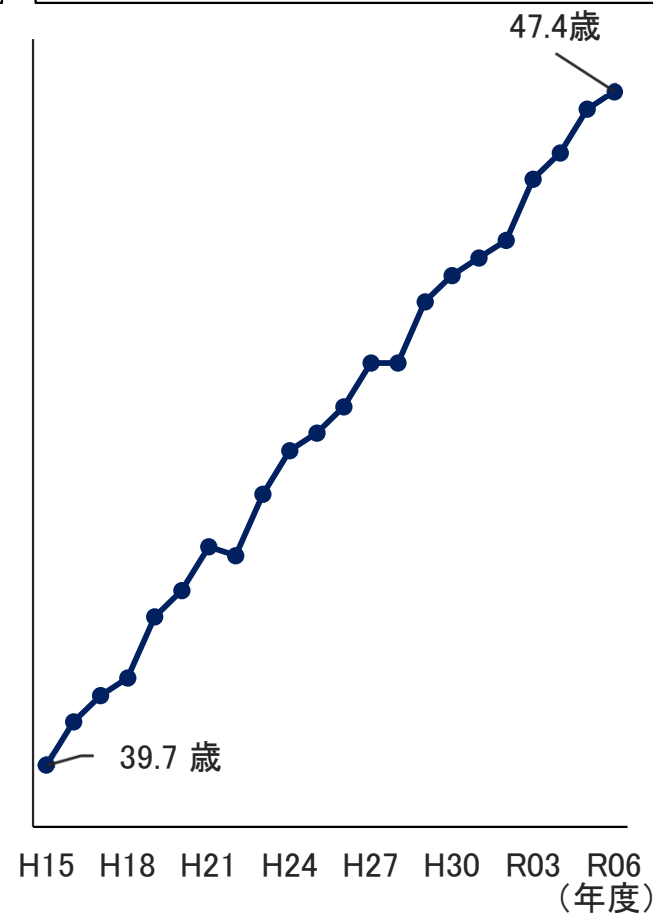
自動車整備学校入学者数



自動車整備要員の有効求人倍率



自動車整備要員の平均年齢



自動車整備人材を巡る現状②

- 自動車整備業は全職種と比較して、労働時間が長く、所得額が約1割低い
- 近年、所得額は上昇傾向にあり、全職種との差は減少している

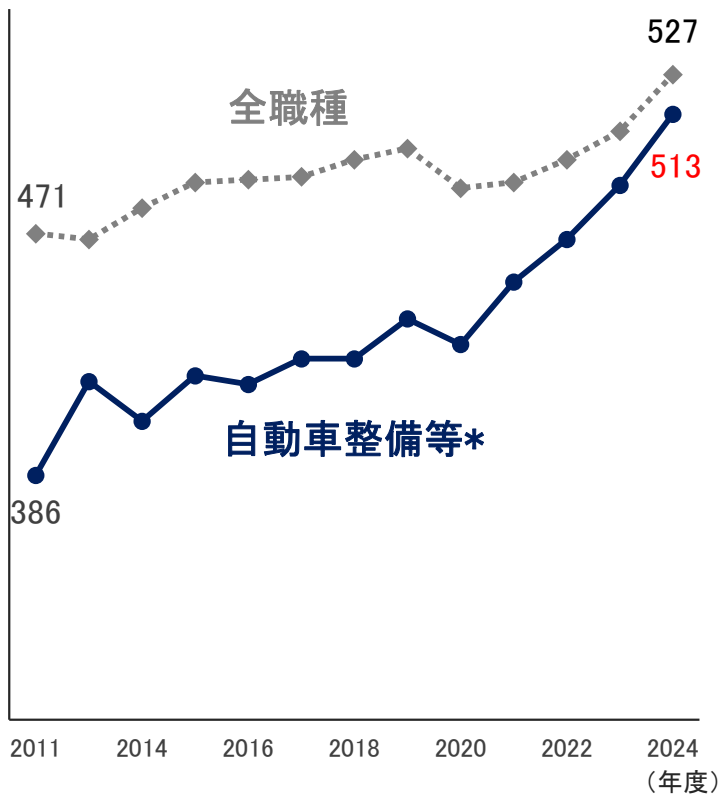
年間労働時間の推移

(時間)



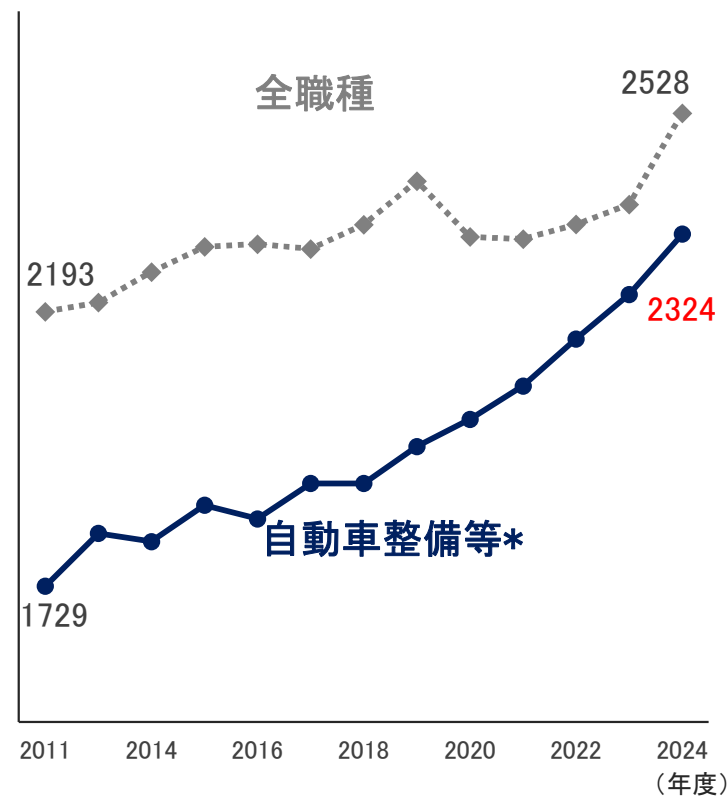
年間所得額の推移

(万円)



労働1時間あたりの所得額の推移

(円/時間)



(*) 2011～2019年度は自動車修理工から集計。2020年以降は自動車整備業の他に修理従事者を含む。

出所: 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」を基に算出

1. 自動車の高度化
2. 自動車整備業界の現状
3. 人材の確保・育成
4. 制度の見直しなど

整備要員の人材確保対策

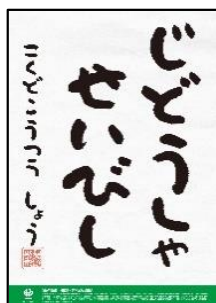
- 有識者や業界関係者からなる「**自動車整備の高度化に対応する人材確保に係る検討WG**」で対策をとりまとめ（令和5年3月31日中間とりまとめ）、業界の協力も得ながら実施中

【自動車整備士の魅力を伝える取組】

①若年層への整備士のPR強化

（H26年度～）

- 自動車整備士の魅力を伝えるポスターやパンフレットの作成



②高校生等を対象とした「仕事体験事業」及び「社会科見学」

（R5年度～）

- 高校生等が実際に整備作業を体験する機会の提供
- 高校生が整備工場を見学する機会の提供



③ジャパン・モビリティ・ショーにおける整備士体験ブースの出展

（R5年度～）

- 小学生等の若年層とその保護者を対象に、エンジンの分解やボルトナットの締め付け等を体験できるブースを出展



【自動車整備士の処遇改善に向けた取組】

④経営者向け人材確保セミナーの開催

（H29年度～）

- 整備工場の経営者に対し、処遇改善の重要性等を周知するためにセミナーを開催



⑤整備士の働きやすい・働きがいのある職場づくりに向けたガイドライン

（R5年度～）

- ガイドラインに示す取組みの例
 - ①働き方・労働条件（勤務シフトの柔軟化等）
 - ②人間関係・コミュニケーション（コミュニケーション能力を昇給等の評価時に考慮すること等）
 - ③人材開発（多様なキャリアアップ支援等）
 - ④待遇（資格手当の支給等） など



目的

- 自動車整備士が働きやすい・働きがいのある職場づくりのため、整備事業者による「実施が求められる取組」、「実施が望ましい取組」を示し、整備事業者による取組を後押し

4つの要素		ガイドラインに示す取組みの例
働きやすい職場	働き方・労働条件	■ 定期的な作業機械等の安全点検、事業場内の清掃、安全又は衛生のための特別の教育などを実施 □ <u>女性用の作業機械などの設備・機器や産後の復職研修制度</u>の充実により、女性整備士の活躍を推進 □ <u>フレックス勤務、時差出勤等の勤務シフトの柔軟化</u>により、個々の背景に合った働き方を実現
	人間関係・コミュニケーション	■ <u>メンター制※</u>の導入などを通じ、若手が先輩に対して人間関係等の困りごとを相談できる機会を提供 ※年齢の近い先輩が新卒採用者等をサポートする制度 □ <u>コミュニケーション能力を昇給等の評価を行う際に考慮すること等</u>により、風通しの良い意思疎通の文化を醸成 □ <u>入庫から出庫までの一連の過程を随時共有するシステム</u>の活用等により、社内で作業の進捗を見える化
働きがいのある職場	人材開発	■ 法令遵守、整備業務、作業の安全確保策などに関する社内教育の実施又は社外研修への参加を推奨 □ <u>等級制度、研修制度、コーチング等の多様なキャリアアップ</u>の支援を提供 □ <u>新技術に対応する診断機器・整備器具の導入</u>により、継続的に知識・技能を向上できる環境を整備
	待遇（働く価値）	■ 労務費等の適正な価格転嫁などにより、若年層を含む整備要員に支払う賃金を確保 □ <u>整備士資格手当や役職手当の支給</u>などにより、個人の能力に応じた報酬の支給 □ <u>アンケートなどで顧客の声を知る機会を設ける</u>など、整備要員に社会貢献を実感できる機会を提供

（備考）整備事業者において実施することが求められる取組みを「■」、実施することが望ましい取組みを「□」で示している。

- 関係業界との連携により、全国で経営者向けの「人材確保セミナー」を開催
- 検査や修理の費用を適切に徴収するための周知を実施

セミナー講義内容

- ✓ 短時間勤務、週休三日制など柔軟なシフトの必要性
- ✓ 「ワークライフバランス」など若者の仕事に対する考え方
- ✓ 女性が働きやすい環境づくりなど、多様な働き方ができる労働条件の整備
- ✓ 経験や能力に対応した給与水準の確保
- ✓ 生産性の向上の必要性
- ✓ 地元事業者における好事例



○検査や修理の費用に関する周知

電子装置の検査（OBD検査）の追加にあわせ、検査や故障の修理には費用がかかる旨、国から周知



整備事業者が必要費用として価格に反映



✓ 電子装置の故障が見つかった場合
車検に通らないのですか

修理しなければ車検に通りません

✓ OBD 検査や故障の修理には
費用がかかりますか

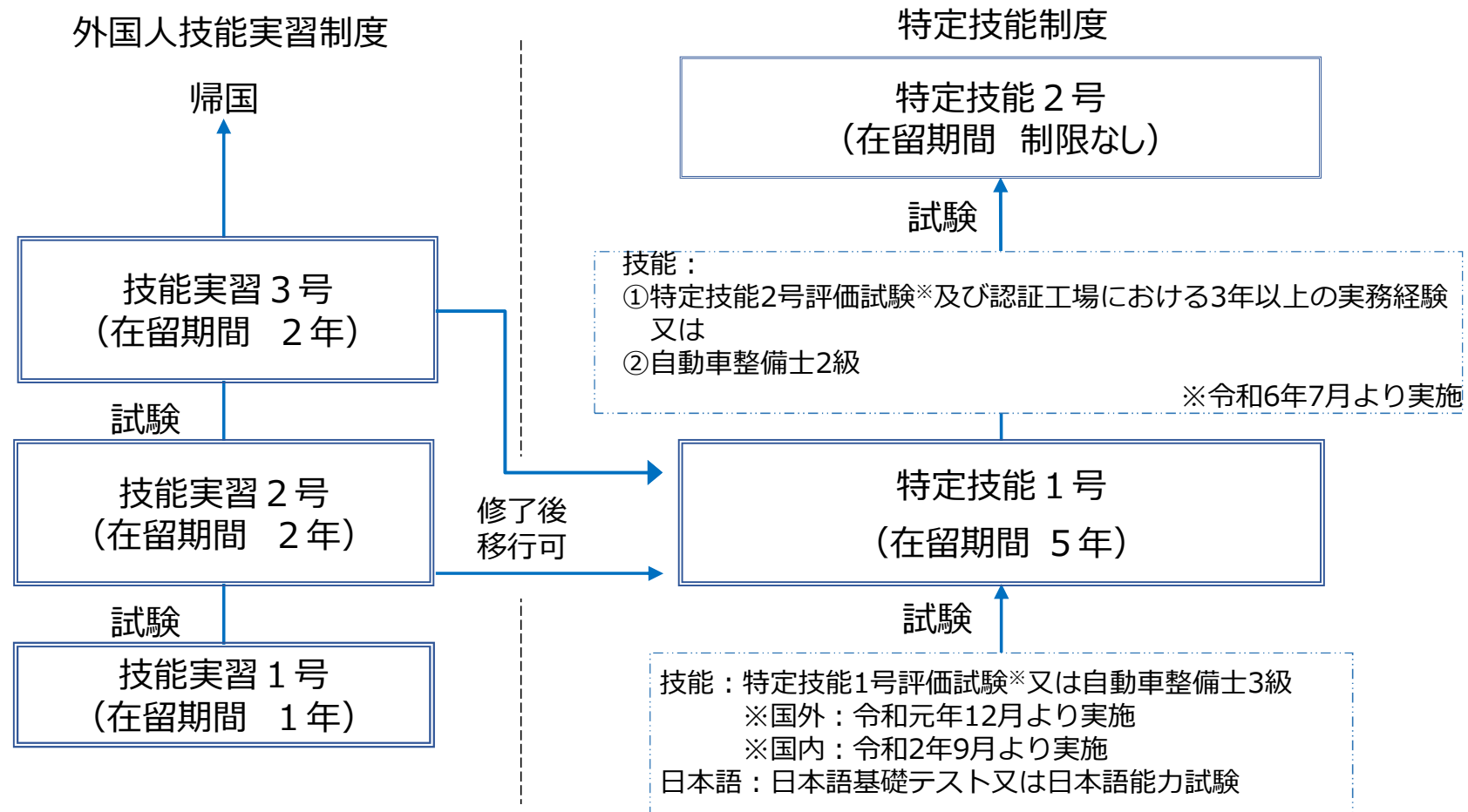
費用がかかります
料金は車検を受ける整備工場に
ご確認ください

外国人材の受入れ

- 自動車整備事業では、平成28年から外国人技能実習生を受け入れるとともに、令和元年から特定技能外国人の受入れを開始
- 令和6年7月より、特定技能2号評価試験開始

自動車整備分野における外国人材受入の経緯と実績

平成28年4月	外国人技能実習生の受入開始	(受入数 約4,300人(令和5年末時点))
令和元年9月	特定技能1号の受入開始	(受入数 約2,500人(令和5年末時点))
令和6年7月	特定技能2号評価試験開始	



自動車整備士資格制度の改正

- 自動車整備士資格制度を改正し(令和4年5月)、電子制御の整備に対応

(令和9年3月 新試験開始予定)

改正前		改正後	
	自動車整備士の種類 (※電子制御の内容を含む資格)		自動車整備士の種類 (※電子制御の内容を含む資格)
一級	一級大型自動車整備士 (※)	一級	一級自動車整備士 (総合) (※)
	一級小型自動車整備士 (※)		一級自動車整備士 (二輪)
	一級二輪自動車整備士	二級	二級自動車整備士 (総合) (※)
二級	二級ガソリン自動車整備士		二級自動車整備士 (二輪)
	二級ディーゼル自動車整備士		
	二級自動車シャシ整備士		
	二級二輪自動車整備士	三級	三級自動車整備士 (総合)
三級	三級自動車シャシ整備士		三級自動車整備士 (二輪)
	三級自動車ガソリン・エンジン整備士		
	三級自動車ディーゼル・エンジン整備士		
	三級二輪自動車整備士	特殊	自動車電気・電子制御装置整備士 (※)
特殊	自動車電気装置整備士		自動車車体・電子制御装置整備士 (※)
	自動車車体整備士		自動車タイヤ整備士
	自動車タイヤ整備士		

その他：電気・電子系学科卒者の受験に必要な実務経験期間を3年から2年に短縮

- 各都道府県の業界団体等が行う人材確保等に関する勉強会やセミナーを支援

各地域における自動車整備力の維持・強化のための取組を支援

自動車整備振興会等が取組を企画・実施

【自動車整備力の維持・強化のための取組例】

- ・高校生や専門学校生の整備作業体験会
- ・自動車整備人材確保の取組
(転職・採用マッチング、離職者対策等)
- ・新たな整備技術に関する講習会、体験会



経営者向けセミナー
(北海道)

申請

支援

国土交通省による支援

課題解決への取組の公募

【支援条件】

地域の自動車整備力の維持・強化に資するものであること。

【支援内容】

会場費、講師費、コンサル費、旅費、教材費等の一部

限度額：検討中

(R6年度は1件あたり200万円)

1. 働きやすい職場づくりのガイドラインの改訂

- 事業規模(大・中・小)に応じて望ましい取り組みを細分化
- 簡単な自己採点表、フロー図等を追加

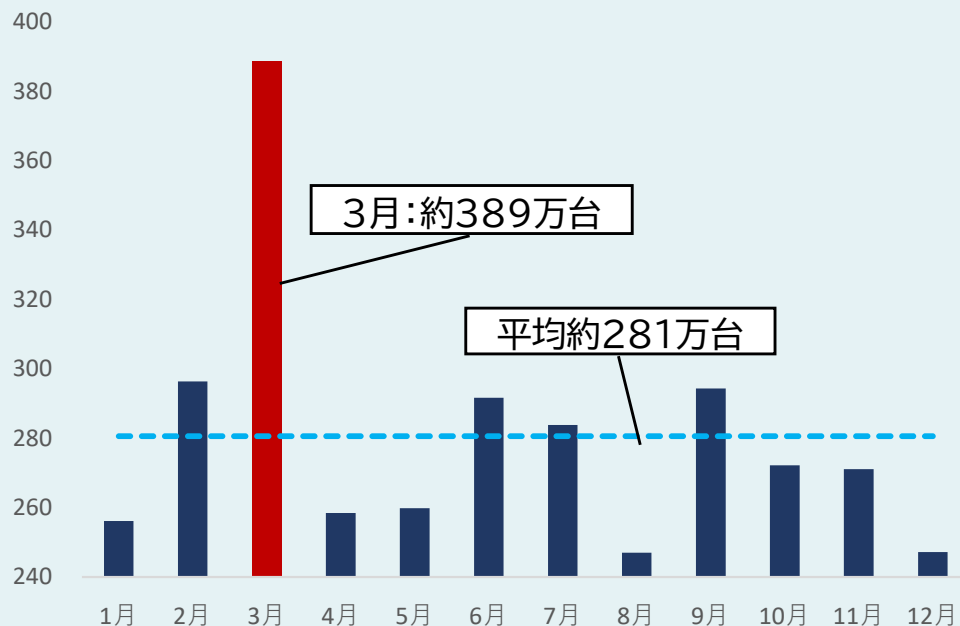
2. 自動車整備工場ネットワークの維持に向けた取り組み

- 今後5年間の自動車整備工場ネットワーク調査(後継者問題など)
- 潜在整備士の自動車整備業への復帰促進

1. 自動車の高度化
2. 自動車整備業界の現状
3. 人材の確保・育成
4. 制度の見直しなど

車検の受検可能期間の拡大(車検需要の平準化)

1. 月別の車検台数



月別車検台数[万台](2019年から2023年までの5年間の平均)

2. 課題

- **3月における自動車整備業界の負担大**
 - ・自動車整備士の残業・休日出勤増
 - ・期限内に整備を終えなければならない心理的負担
 - ・臨時従業員の確保 など
- **車検場、整備工場の混雑**
 - ・自動車ユーザーが整備・検査をタイムリーに受けられない

3. 車検の受検可能期間の拡大(今回の対応策)

【現状】

- 車検証(旧車検証)の有効期限前1か月以内に受検すると、新車検証の有効期限を「旧車検証の有効期限から2年間」とすることができる。

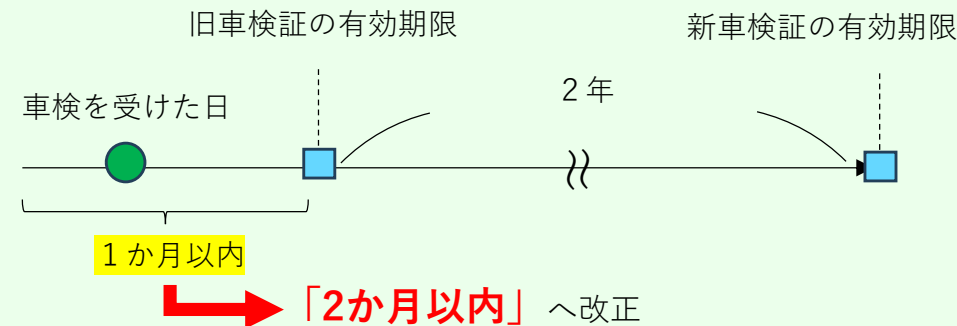
(例) 旧車検証の有効期限が2024年5月25日であった場合

- ① 2024年4月30日に受検(1か月以内)
→新車検証の有効期限は2026年5月25日
- ② 2024年4月15日に受検(1か月以上)
→新車検証の有効期限は2026年4月14日

【今後】

- 車検証(旧車検証)の有効期限前2か月以内に受検すると、新車検証の有効期限を「旧車検証の有効期限から2年間」とすることができる。

【イメージ】



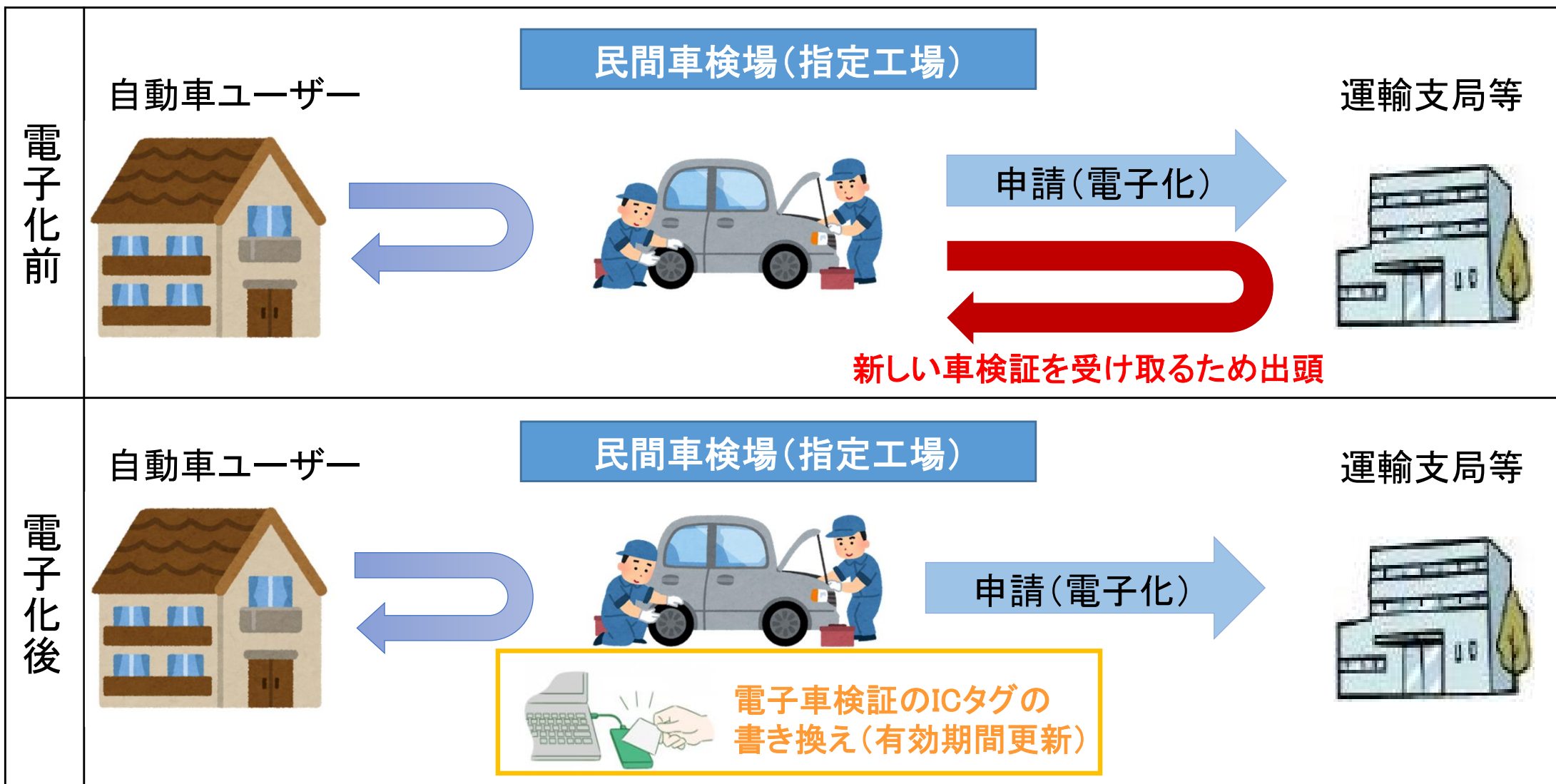
3月の車検ピークを2月に平準化

(スケジュール)

公 布: 令和6年(2024年) 6月25日
施 行: 令和7年(2025年) 4月1日

自動車検査証の電子化

- 令和5年1月(軽自動車は令和6年1月)から、自動車検査証(車検証)を順次電子化
- 車検証の有効期間はICタグに記録され、指定工場等において更新が可能となり、運輸支局等への出頭が不要に



自動車検査手続のデジタル化の推進

- OSS*申請の平日夕方・土日祝日審査対応や継続検査の申請デジタル化・キャッシュレス化等、自動車検査手続におけるデジタル化を推進
- 運用開始時期: 令和10年1月(次期システム稼働日)

(* 自動車保有関係手続のワンストップサービス)

OSS申請の平日夕方・土日祝日承認対応

- 特定記録等事務代行者がOSS申請する指定整備継続検査

従来		新たに追加
平日日中 (8:45~16:00)		平日夕方 (16:00~18:00) 土日祝日 (10:00~18:00)

- 指定整備工場において、「1日車検」や「土日祝日車検」が可能
- 土日祝日分のOSS申請の処理が翌営業日に集中せず、混雑緩和・業務平準化に寄与

継続検査の申請デジタル化・キャッシュレス化

- 支局における継続検査



キャッシュレス端末付き自動受付機



自動更新機

- OCRシート記入及び印紙貼付が不要
- ドライブスルーで車検証更新が可能

整備事業者による情報確認サービスの拡充

- 継続検査全般



指定工場等



認証工場等

OSS申請サービス
(スマート継続etc.)

検査予約システム

確認可能項目

- 次回重量税額
- 自動車税納付状況
- 放置違反金滞納状況
- リコール情報

- 車検整備受入時等に受検条件を満たしているか確認が可能

訪問特定整備制度について

- 「訪問特定整備制度」とは、認証工場が、一定ルールのもと、自動車ユーザーの自宅等を訪問して特定整備を行えることとするもの

①訪問特定整備

1. 場所

認証工場の設備要件を満たす場所

例：運送会社の整備作業場等

2. 作業範囲

全ての特定整備



②限定訪問特定整備

1. 場所

認証工場の設備要件を満たさないが
安全・品質を確保できる場所

例：ユーザーの自宅駐車場等

2. 作業範囲

特定整備は、以下に限る

- ① ブレーキパッドの交換
- ② 発電機交換
- ③ スターターモーターの交換
- ④ 大特車のステアリングホースの交換



主なルール

- 依頼者への説明、訪問する整備士への指示等は、派遣元の認証工場の整備主任者が行う
- 料金の内訳（整備費、旅費等）を示すこと
- 訪問する整備士のリストをメールで運輸支局へ届出
- 訪問可能な範囲は、同一の都道府県内又は自動車によりおおむね1時間以内

公布・施行日

令和7年 3月31日(月) 公 布
6月30日(月) 施 行